

## 第1条（用語の定義）

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. 「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用ICカードをいいます。
2. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第1項に基づく公告または公示を行った地方道路公社、または都道府県若しくは市町村である道路管理者）をいいます。
3. 「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所においてETC利用者がETCカード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。
5. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
6. 「会員」とは、カード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定めたSMBCファイナンスサービス株式会社（以下「会社」といいます。）が入会を認めた本人会員並びに家族会員を、または法人会員並びにその使用者をいいます。

## 第2条（名称）

会社が発行するETCカードの名称はセディナETCカード（以下「本カード」といいます。）とします。

## 第3条（本カードの発行）

1. 会社は、セディナETCカード利用規約（以下「本規約」といいます。）を承認のうえ本カードの発行を申込みされた会員で、会社が適当と認めた会員に対して、本カードを会員規約に定めるカード（以下「原カード」といいます。）に付帯して発行し、会員に貸与します。なお、会員は本カード受領後直ちに本カードの署名欄に自署するものとします。
2. 会員は、道路事業者が定めるETC利用可能道路において、本カードを利用することで、原カードによる決済サービスを受けることができます。

## 第4条（本カードの管理）

1. 本カードの所有権は会社に属し、会員には原カード同様善良な管理者の注意をもって使用保管していただきます。
2. 本カードはカード表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡・担保に提供預託するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。
3. 前項に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規約並びに会員規約を適用し、全て会員がその責任を負うものとします。
4. 本カードの有効期限は、会社が指定するものとし、本カードの券面に表示した月の末日までとします。なお、本カードの有効期限が到来する場合、会社は引き続き適当と認めた会員の方に、有効期限を更新した本カードを送付します。

## 第5条（年会費）

1. 会員は、原カードの会員規約に定める年会費とは別に、会社が定める方法、期日に所定の本カード年会費を支払うものとします。
2. すでにお支払い済みの本カードの年会費は、脱会または会員資格の取消となった場合、その他理由の如何を問わず返却いたしません。

## 第6条（脱会）

1. 会員は本カードを脱会する場合、会社所定の脱会手続きを行うとともに、本カードを直ちに返却するものとします。なお、原カードを脱会すると、当然に本カードは脱会となります。
2. 原カードの会員規約により、本人会員または、法人会員が原カードを脱会すると、家族会員またはその使用者の原カードも脱会となりますので、家族会員またはその使用者に貸与している本カードは脱会となります。

## 第7条（利用方法）

1. 会員は本カードを車載器に挿入し、車載器と路側システム間で必要情報を無線通信することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一の本カードを挿入し利用しなければなりません。
2. 会員は、会社が認めた場合及び道路事業者所定のETCマークのある料金所において、本カードを提示することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。

## 第8条（利用料金決済）

1. 本カードのご利用代金の支払方法は、一括払いとします。
2. 会員は、本カードご利用代金を原カードと同様会員規約に基づき、原カードのご利用代金と合算して支払うものとします。なお、本カード専用の利用明細書は発行いたしません。
3. 会社からのご利用代金のご請求は、道路事業者の請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データについて疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、会社への支払い義務は免れないものとします。

## 第9条（新規発行手数料）

本カードの新規発行の際、会員は会社所定の手数料を支払うものとします。

## 第10条（再発行手数料）

本カードの再発行は、会社が認めた場合に行います。なお、この場合、会員は会社所定の手数料を支払うものとします。

## 第11条（本カードの利用・貸与の停止など）

会員が、本規約並びに会員規約に違反した場合や本カードまたは原カードの利用状況が適当でないと会社が認めた場合、原カードの有効期限が更新されない場合、会社は、会員に通知することなく本カードまたは原カードもしくは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約に定める措置をとるものとします。

## 第12条（本カードの紛失・盗難および損害の補填）

会員が、本カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合は、直ちに電話などにより会社へ連絡のうえ最寄りの警察に届け、かつ会社所定の喪失届を提出するものとします。また、本カードの紛失・盗難の場合の支払いの責任は、原カードのカード会員保障制度規約によるものとします。

## 第13条（会社の免責）

会社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除きETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負わないものとします。

## 第14条（利用規程の遵守）

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程並びに車載器業者が定める取扱い方法を遵守し、本カードを利用するものとします。

## 第15条（準用規程）

本規約に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

ETCマイレージサービスをご利用中のお客様へ

平素は、弊社ETCカードをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ETCカードの再発行等により※ETCカード番号が変更になった場合、道路事業者の実施する「ETCマイレージサービス」にご登録されているお客様は、ETCカード番号変更の登録が必要となりますので、下記までご連絡のうえお手続きください。

※カード紛失により再発行されたすべてのETCカードは、ETCカード番号が変更となっておりますので、ETCカード番号の変更登録のお手続きが必要になります。

	電話番号	ホームページアドレス
マイレージサービス (ETCマイレージ サービス事務局)	0570-010125 携帯電話、PHS、IP電話からは 045-477-3793 (受付：平日9：00～21：00、土・日・祝日 9:00～18:00)	<a href="http://www.smile-etc.jp/">http://www.smile-etc.jp/</a>

○変更依頼書提出の2～3週間後に変更完了案内が「ETCマイレージサービス事務局」より通知されます。変更手続き完了後、新しいETCカードをご利用ください。また、旧ETCカードは、はさみで切り込みを入れ、使用不能の状態でご処分してください。

ご注意

■変更手続き完了前に新しいETCカードを利用した場合、変更前の利用分は「ETCマイレージサービス」のポイントに反映されません。

■新ETCカードで上記サービスを、変更登録ではなく新規登録すると旧ETCカードのポイントを移行することができません。

ご注意ください！！

● ETCカードご利用の際にはカードの有効期限をご確認ください。

有効期限切れのETCカードでは開閉バーが開きませんので、ETCカードの期限更新等により新しいカードがお手元に届きましたら必ず旧カードから新カードへの差し替えをお願いします。

● ETC車線ご利用の際は安全な速度で進入してください。

ETCレーンへの進入速度は20km/h以下が目安となります。前車との車間距離を十分に保持して通行してください。